

平成17年1月25日

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

滋賀県知事 國松 善次

平成16年12月8日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法附則第3条の規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- (1) 「3 構造改革特別区域の範囲」の追加および市町村合併に伴う変更
- (2) 「4 構造改革特別区域の特性」の変更
- (3) 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」の変更
- (4) 「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」の変更
- (5) 別紙「706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」の区域の追加
- (6) 別紙「706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」の特例措置の内容の変更

2. 変更事項の内容（新旧対照表）

別添のとおり

## 新旧対照表

## 3 構造改革特別区域の範囲

旧	新
彦根市、長浜市、甲賀市、五個荘町、能登川町、湖東町、愛知川町、豊郷町、多賀町、伊吹町、米原町、近江町の全域	彦根市、長浜市、甲賀市、 <u>東近江市</u> 、 <u>米原市</u> 、 <u>日野町</u> 、能登川町、愛知川町、豊郷町、多賀町、近江町の全域

日野町については新規

東近江市、米原市については市町村合併に伴う変更

## 4 構造改革特別区域の特性

## (2) 製造業の集積 第3段落

旧	新
当該区域のうち北陸自動車道、名神高速道路の沿線には長浜市、米原町、伊吹町、近江町、彦根市、豊郷町、多賀町、湖東町、愛知川町、能登川町、五個荘町が含まれている。これらの地域には13の工業団地が造成され、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進んでおり、三菱樹脂、ヤンマーディーゼル、キヤノン、プリヂストーンなど世界規模で活動している企業や独自に海外展開を行っている県内企業が集積している。	当該区域のうち北陸自動車道、名神高速道路の沿線には長浜市、 <u>米原市</u> 、 <u>近江町</u> 、彦根市、豊郷町、多賀町、愛知川町、 <u>東近江市</u> 、 <u>日野町</u> 、能登川町が含まれている。これらの地域には <u>21</u> の工業団地が造成され、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進んでおり、三菱樹脂、ヤンマーディーゼル、キヤノン、プリヂストーンなど世界規模で活動している企業や独自に海外展開を行っている県内企業が集積している。

## (3) 物流の拠点 第3、4段落

旧	新
また、保税蔵置場は、大阪税関京都税関支署滋賀出張所が属する京都税関支署が所管する京都地区ではこの10年間、許可件数、許可面積ともほぼ横ばいであったのに対し、滋賀地区は許可件数は約2.6倍、許可面積は約1.5倍と大幅に増加し、現在23の保税蔵置場が立地しており、許可面積も京都税関支署管轄内が28,263㎡であるのに対し、滋賀出張所管轄内は59,103㎡となっている。	また、保税蔵置場は、大阪税関京都税関支署滋賀出張所が属する京都税関支署が所管する京都地区ではこの10年間、許可件数、許可面積ともほぼ横ばいであったのに対し、滋賀地区は許可件数は約2.6倍、許可面積は約1.5倍と大幅に増加し、現在 <u>22</u> の保税蔵置場が立地しており、許可面積も京都税関支署管轄内が28,263㎡であるのに対し、滋賀出張所管轄内は59,103㎡となっている。
当該区域は道路・鉄道等交通基盤の優位	当該区域は道路・鉄道等交通基盤の優位

性、物流関連産業の集積から物流の拠点として大きなポテンシャルを有している。米原町では、敷地面積約17ヘクタールの国内最大級の物流拠点である「滋賀統合物流センター（SILC）構想」が進められ、物流共同化による低コスト化や2次加工による雇用創出などの経済的効果が期待されており、また、国道1号が縦断し、交通の要衝となっている甲賀市では、第二名神自動車道の開通により、新たな物流拠点の形成が期待されている。	性、物流関連産業の集積から物流の拠点として大きなポテンシャルを有している。米原市では、敷地面積約17ヘクタールの国内最大級の物流拠点である「滋賀統合物流センター（SILC）構想」が進められ、物流共同化による低コスト化や2次加工による雇用創出などの経済的効果が期待されており、また、国道1号が縦断し、交通の要衝となっている甲賀市では、第二名神自動車道の開通により、新たな物流拠点の形成が期待されている。
--	--

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 貨物取扱量の増加

旧	新
保税蔵置場の設置について県内企業の意向を調査したところ、特区内において16社が設置の意向を示しており、平成16年現在で23カ所ある保税蔵置場が平成19年度末までに20カ所増の43カ所になる見込みである。この立地により、県内の貨物の流通量が相当程度増進することが見込まれ、平成19年には、税関滋賀出張所の取扱額も輸出については217,000百万円（平成15年は144,935百万円）、輸入については11,000百万円（平成15年は7,526百万円）と大幅な増加が期待される。	保税蔵置場の設置について県内企業の意向を調査したところ、特区内において <u>17社</u> が設置の意向を示しており、 <u>平成16年末</u> 現在で <u>22カ所</u> ある保税蔵置場が平成19年度末までに <u>新規設置20カ所</u> および <u>既設で許可内容の変更予定1カ所</u> の42カ所になる見込みである。この立地により、県内の貨物の流通量が相当程度増進することが見込まれ、平成19年には、税関滋賀出張所の取扱額も輸出については217,000百万円（平成15年は144,935百万円）、輸入については11,000百万円（平成15年は7,526百万円）と大幅な増加が期待される。

保税蔵置場の設置数

当初申請時には保税蔵置場は23カ所であったが平成16年末において1カ所が廃業したため変更申請時における保税蔵置場は22カ所（うち4カ所は輸出貨物のみの取扱許可）

平成19年度末までの設置数については、既存22ヶ所（うち1カ所は「輸出のみ」から「輸出入」へ取扱許可の変更予定）および新規の設置20カ所の合計42カ所の設置を予定。

(2) 新たな産業集積の形成

旧	新
平成19年度までに物流関連業者等16社が特区内に保税蔵置場設置の意向を持っていることから、現在県南部に集中している内陸通関機能が県北部・東南部にも拡張され、本	平成19年度までに物流関連業者等 <u>17社</u> が特区内に保税蔵置場設置の意向を持っていることから、現在県南部に集中している内陸通関機能が県北部・東南部にも拡張され、本

<p>県を縦・横断する高速道路沿線に新たな物流の拠点が形成されることになり、平成19年度末までに物流関連および新規製造業を中心に30社程度の企業立地が見込まれる。また、工業団地と物流拠点があわさった新たな産業拠点の形成が図られ、新規投資、事業機会の拡大が推進され、約1,700人の新規雇用の創出および個人所得の増加といった地域経済への効果も期待できる。また年間約3億5千万円の県税収入の増も見込まれる。</p>	<p>県を縦・横断する高速道路沿線に新たな物流の拠点が形成されることになり、平成19年度末までに物流関連および新規製造業を中心に30社程度の企業立地が見込まれる。また、工業団地と物流拠点があわさった新たな産業拠点の形成が図られ、新規投資、事業機会の拡大が推進され、約1,700人の新規雇用の創出および個人所得の増加といった地域経済への効果も期待できる。また年間約3億5千万円の県税収入の増も見込まれる。</p>
---	---

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業  
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(2) 滋賀県経済振興特別区域制度 第1段落

旧	新
<p>滋賀県では、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、市町村からの提案にもとづき、地域の特性を活かした力強い、もしくはモデルとなるような産業振興策の実施が見込まれる地域を「経済振興特別区域」と認定し、この地域での取り組みを3～5年程度、集中的な支援を行う「滋賀県経済振興特別区域制度」を推進している。</p>	<p>滋賀県では、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、<u>市町</u>からの提案にもとづき、地域の特性を活かした力強い、もしくはモデルとなるような産業振興策の実施が見込まれる地域を「経済振興特別区域」と認定し、この地域での取り組みを3～5年程度、集中的な支援を行う「滋賀県経済振興特別区域制度」を推進している。</p>

参考(市町村等の取り組み)

旧	新
<p>滋賀統合物流センター(SILC)構想(米原町) 米原町においては、近畿圏、中部圏、北陸圏のいずれにも近く、交通の結節点であるという立地条件を活かし、JR貨物によるターミナル整備計画に合わせ、モーダルシフトの推進と物流効率化を図る滋賀統合物流センター構想の推進を図っており、本特区構想とも連動した取り組みを検討している。</p>	<p>滋賀統合物流センター(SILC)構想(<u>米原市</u>) 米原市においては、近畿圏、中部圏、北陸圏のいずれにも近く、交通の結節点であるという立地条件を活かし、JR貨物によるターミナル整備計画に合わせ、モーダルシフトの推進と物流効率化を図る滋賀統合物流センター構想の推進を図っており、本特区構想とも連動した取り組みを検討している。</p>

## 新旧対照表

## 別紙 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業

## 4. 特定事業の内容

## (2) 事業が行われる区域

旧	新
彦根市、長浜市、甲賀市、五個荘町、能登川町、湖東町、愛知川町、豊郷町、多賀町、伊吹町、米原町、近江町の市町のうち、管轄の税関官署から路程で25kmを超え概ね100km以内の地域を対象とする。	彦根市、長浜市、甲賀市、 <u>東近江市、米原市、日野町</u> 、能登川町、愛知川町、豊郷町、多賀町、近江町の市町のうち、管轄の税関官署から路程で25kmを超え概ね100km以内の地域を対象とする。

日野町については新規

東近江市、米原市については市町村合併に伴う変更

## 5. 当該規制の特例措置の内容 2段落目

旧	新
保税蔵置場については、平成19年度末までに構造改革特別区域における規制緩和措置の活用によるものだけで、特区内において20ヶ所の設置を見込んでおり、保税蔵置場における取扱貨物量については、税関滋賀出張所の取扱金ベースで、平成19年度には、輸出については72,000百万円、輸入については3,500百万円の増が見込まれ、全体としてみれば保税蔵置場の設置促進によって、貨物の流通が相当程度増進することが見込まれる。	保税蔵置場については、平成19年度末までに構造改革特別区域における規制緩和措置の活用によるものだけで、特区内において <u>新規設置20カ所および既設で許可内容の変更予定1カ所</u> を見込んでおり、保税蔵置場における取扱貨物量については、税関滋賀出張所の取扱金ベースで、平成19年度には、輸出については72,000百万円、輸入については3,500百万円の増が見込まれ、全体としてみれば保税蔵置場の設置促進によって、貨物の流通が相当程度増進することが見込まれる。